平成２４年（フ）第１５２５８号
東京都大田区東六郷１丁目15―９　東和マンション306
債務者　富澤　輝雪
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６７号
静岡市葵区上土１丁目11番２―102号
債務者　モリタケ　マリア　ヴィルマ　バルバセナ
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２６４号
埼玉県新座市あたご２丁目３番45号
破産者　株式会社バンテック
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６５号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲952番地
破産者　関口総業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４６号
札幌市豊平区平岸３条２丁目１番29号、商業登記簿上の本店所在地札幌市豊平区平岸１条８丁目９番15号
破産者　株式会社プランニングフード
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８号
札幌市東区中沼西５条１丁目５番７号
破産者　有限会社スライブ
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２７２号
札幌市東区伏古６条５丁目２番１号
破産者　株式会社デザイナーズウエディング
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
栃木県那須塩原市二つ室15番地17　吉田アパート３号、前住所栃木県那須塩原市一区町173番地14
破産者　益子みどり
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第４４号
群馬県前橋市鼻毛石町201番地38
破産者　奈良興業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５号
群馬県前橋市鼻毛石町201番地29
破産者　奈良　信之
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
千葉県香取市観音450番地13
破産者　金子　和洋（旧姓立石）
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第４９５号
東京都狛江市岩戸南４丁目22番15号、主たる営業所東京都大田区大森北１―11―１　柳原大森ビル
破産者　株式会社ｔ．ｋ．ｗ．プランニング
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０２号
川崎市多摩区生田８丁目13番10号―202
破産者　株式会社彩壱
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目70番地
破産者　有限会社コタニ
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２６号
三重県松阪市川井町834番地１　エルステージ松阪２―605
破産者　田中　　登
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第８１６２号
大阪市西区京町堀２丁目５番16号ＵＴＳＵＢＯＧＩＺＡビル10Ｆ
破産者　株式会社にしじん
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１０号
大阪市都島区中野町３丁目４番７号
破産者　レコ・プロジェクト有限会社
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４３号
大阪市住之江区北加賀屋４丁目５番12号
破産者　株式会社不動工業
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７８３号
大阪市西区江戸堀１丁目18番５号
破産者　有限会社メイン
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８８７号
大阪市中央区南船場１丁目10番２号　三和トレーディングビル
破産者　株式会社エイティーシー
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部